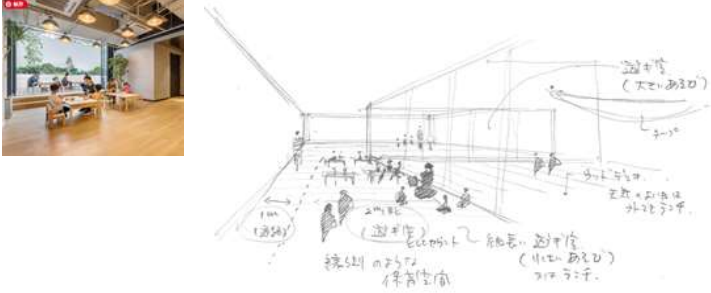


## 質問票回答

No.	ご質問	回答
1	遊戯室は、市としてどれだけの広さを確保するほうがよいかといった希望はありますでしょうか。また、各保育室を間仕切りで区切り、間仕切りを開放したような遊戯室の作り方でよろしいでしょうか。	募集要項にもあるとおり、保育室と別に遊戯室を設けることとし、児童の活動に支障のない、十分な広さと設備を確保してください。 また、各保育室を間仕切りで区切った状態で、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。）を確保し、保育室に遊戯室を加えた面積が、2歳以上児1人当たり1.98㎡になれば基準を満たすと考えますが、最終的に認可権者は愛知県になるため、申請時に確認する必要があります。
2	「主任保育士を主査保育士という、0歳児保育を運営している園には、乳児担当主査保育士を1名配置。」について、0歳児担当者とは別に配置するということが、0歳児担当兼務でよいのか教えてください。	配置基準に定める0歳児担当者とは別に配置する必要があります。
3	写真を園で販売になっているようですが、業者対応にしてもよいのでしょうか。	保護者、整備・運営法人、半田市の三者間で、移管に伴う諸事項について協議を行う「三者協議会」での議題としてください。
4	スモック、カバン等の保護者負担分は、今後も購入してもらうことを継続していく必要があるのか、なくしてもよいのか（保護者様にも相談いたしますが）ご指導ください。	保護者、整備・運営法人、半田市の三者間で、移管に伴う諸事項について協議を行う「三者協議会」での議題としてください。
5	0歳児が定員6名となっていますが、枠を増やすこと（9名）は可能ですか。	「半田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、将来の就学前児童数及び保育利用見込みを基に定員を設定しているため、定員数を増やすことは考えておりません。
6	病児保育事業の中の体調不良児対応型を新高根保育園で取り入れることは可能でしょうか。また、補助金対象となりますか。	病児保育事業の体調不良時対応型とは、保育所等に通っている児童が保育中に体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、緊急的な対応を図る事業で、保育所等の医務室等で看護師を1名配置し実施する事業です。 半田市では、現在、病児保育事業を既に実施しており、体調不良時対応型等の新たな病児保育事業の実施は想定しておらず、補助金の対象とはなりません。
7	（一時保育について） 定員数は何人を想定していますか。	定員は任意です。施設面積、配置職員の人数等に応じて設定してください。また、半田市では、一般型での実施を想定しています。 参考までに、市内で最も一時保育の利用が多い保育園の実績は下記のとおりになります。
8	（一時保育について） 園の全体定員の枠が空いている範囲内での受け入れ（余裕型）の対応でいいのでしょうか。	令和元年度：延べ利用人数1,646人、1日当たり5.49人 令和2年度：延べ利用人数1,233人、1日当たり4.11人 令和3年度：延べ利用人数1,325人、1日当たり4.42人 ※1か月当たり25日で算出
9	（一時保育について） 職員配置人数は、専任保育士が必要ですか。	必ずしも配置する必要はありませんが、配置した場合には、募集要項（別添4）「新設保育園の整備費・運営費モデルケース（定員99人）」でもお示ししたとおり、一時保育実施に係る補助金の交付を受けることができます。

No.	ご質問	回答
10	<p>(一時保育について) 専用の保育室を設けなければなりませんか。兼用でも可能でしょうか。</p>	<p>専用ではなく兼用でも可能です。なお、設備の基準については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。）」等に準じ、一時保育事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備を設けることが必要です。</p>
11	<p>施設長経験について認可保育園での施設長経験は1年以上あればいいですか。1年未満でも可能でしょうか。例えば令和5年度に施設長就任も要件を満たしますか。また、認可外保育施設の施設長経験は認めないということでしょうか。それは、国の補助対象となる園も含まれますか。</p>	<p>申請書類提出時点において、募集要項（別添2）「高根保育園の民間移管に係る新設保育園の運営条件」に定める施設長の条件を満たしてください。施設長予定者の適格性等を含めて選考時に確認します。</p>
12	<p>非常勤雇用について、現在の高根保育園で勤務している方の希望調査はいつ頃の予定でしょうか。</p>	<p>整備・運営法人決定後に調整したいと考えています。</p>
13	<p>父母の会は継続させなくてはいけないですか。保護者負担を考えると違った形を考えてもいいのでしょうか。</p>	<p>保護者、整備・運営法人、半田市の三者間で、移管に伴う諸事項について協議を行う「三者協議会」での議題としてください。</p>
14	<p>新花園保育園の建設が遅れていることを聞きましたが、現在の世界情勢を考えると高根保育園でも同じことが起きる可能性を防ぐため、入札などを早める対応はありますか。</p>	<p>建設資材等の納期が長期化している傾向を踏まえ、今回の募集においては、令和6年2月ごろから工事を開始できるスケジュールになっています。</p>
15	<p>建物の建設に当たる補助金の限度額はありますか。</p>	<p>募集要項（別添4）「新設保育園の整備費・運営費モデルケース（定員99人）」をご確認ください。</p>
16	<p>現高根保育園解体費用の負担は、選定法人となりますか。</p>	<p>半田市の負担において解体工事を実施します。</p>
17	<p>『市立高根保育園民営化に係るご意見・ご質問』に「こども園になることもあるのか」の返答で「応募する法人がある可能性はある」とありますがこども園での応募も可能なのでしょうか。</p>	<p>関係規定等を満たしていれば、認定こども園としての応募も可能です。</p>
18	<p>建物の完成が2月の予定となっていますが早められる場合は可能でしょうか。</p>	<p>整備・運営法人決定後に調整したいと考えています。</p>
19	<p>前面道路の幅員が狭い場合（4m程度）、その道路を送り迎えて使用する計画ですと、採択のポイントは下がりますか。</p>	<p>募集要項の8～9ページに記載の「8 選考について」中、「(2)書類審査及びヒアリング審査項目」に従い選考を行います。</p>

No.	ご質問	回答
20	敷地に高低差があるとき、その敷地の特性を活かし、斜面を使って子どもたちが遊べるような園庭にしたいが、斜面も園庭の面積にカウントできますか。	子どもたちが遊べる環境であれば、斜面も園庭の面積に算入することはできますが、安全面に配慮する必要があります。
21	敷地内に水路（半田市用悪水路）があるとき、その敷地の特性を活かし、自然観察の場として利用したいが、水路も園庭の面積にカウントできますか。	花壇、駐車場など実際に子どもたちが立ち入ることができない場所や、ウッドデッキ、コンクリート部分は園庭の面積から除くことから、水路についても園庭の面積にカウントすることはできません。
22	補助金について、市からの3/4の補助以外に、国・財団など、補助はありますか。	募集要項（別添4）「新設保育園の整備費・運営費モデルケース（定員99人）」をご確認ください。 国と市を合わせた補助金額（補助基準額×3/4）以外の補助は予定していません。
23	障がい児保育について、WCは他の子たちと同じWCで、通常の幼児用便器を工夫して使おうと思います。それとも専用の多目的WCを設けなければなりませんか。	募集要項（別添1）「設備基準について」に記載のとおり、トイレの設置について、専用の多目的トイレを設置しなければならない規定はありません。
24	外構工事はどこまで補助対象ですか。 （高低差のある土地での建設の場合、車のスロープや乗入れなど施設の開園に必要な工事は、補助の対象ですか。）	保育所等整備交付金は「施設整備」交付金であり、原則として外構工事は交付対象外です。ただし、「防犯対策の強化にかかる整備（外構）」は交付対象となります。 車のスロープや乗入れ等、防犯対策の強化に係る費用としないものは対象とはなりません。
25	椅子・テーブル・カーテンなどの必要備品は補助対象ですか。	本体工事費等の対象とならない椅子、テーブルなどの備品類の購入費については、開設準備費加算の対象となります。 開設準備費加算とは、それがないと開設できないといった、開設にあたって必要不可欠なものに係る経費が発生した場合に加算が適用できます。なお、開設後の運営に充てることは想定していません。 また、園庭に整備する大型遊具は、施設運営にあたって必要不可欠でなければ交付対象外となります。
26	太陽光発電設備は補助対象ですか。	特殊附帯工事として、太陽光発電設備の整備は対象経費となり、余剰電気の売電による収入については、整備を行った施設の運営に充てるのであれば問題ありません。ただし、発電した電気を全て売電する目的でソーラーパネルを設置する場合は、保育所等整備交付金の事業の趣旨から外れるため、交付対象外となります。
27	災害対応のための蓄電システムは補助対象ですか。	太陽光発電設備が特殊附帯工事の対象経費となるため、併せて設置する蓄電システムは、同じく特殊附帯工事の対象経費となります。
28	ハザードマップの災害エリアに指定された敷地の場合、土地の嵩上げ、津波対策にかかる費用は補助対象ですか。	具体的な整備内容を確認する必要があるため、現時点で対象となるかは未定です。

No.	ご質問	回答
29	<p>遊戯室の考え方について、下記のように遊戯室の一部を縁側のようにして、そこで子どもたちが遊んだり、ランチをしたりというようなフレキシブルな使い方を考えています。そのとき、通路1m分を除いた面積を遊戯室の所定面積にカウントしてもよいですか。</p> 	<p>保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。）を確保した上で、保育室に遊戯室を加えた面積が、2歳以上児1人当たり1.98㎡になれば基準を満たすと考えます。なお、屋根のない室は遊戯室の面積として計上できませんし、ウッドデッキは園庭の面積に加えることができません。最終的に認可権者は愛知県になるため、申請時に確認する必要があります。</p>
30	<p>0・1歳児は同じ空間で保育を検討した場合、ほふく室と乳児室とを一体の部屋にしてよいですか。</p>	<p>保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。）を確保してあれば、一体の部屋として利用しても差し支えありません。ただし、寝ている子どもと起きている子どもが混在するような環境では、安全面での配慮が欠けていると言わざるを得ないため、例えば、ほふく室と乳児室を背の低い間仕切りで区切るなどの対応が必要であると考えます。</p>
31	<p>保護者が送り迎えのときに0・1歳児室に直接进入してこないように、前室を設けたく、そのスペースは乳児室ほふく室の所定面積にカウントしてもよいですか。</p>	<p>保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。）を確保してください。なお、前室を0・1歳児の保育に利用できないのならば、保育に有効な面積に加えることはできないと考えます。</p>
32	<p>朝など送り迎え時に、こどもたちを一旦預かり、そこで待機させて、時間になったら一斉に各保育室に移動する保育の流れを検討しています。そのとき、待機室のような部屋を玄関付近にひとつ作りたく、そういった部屋など、各保育園が任意で考えた部屋を施設内に盛り込んでもよろしいですか。その場合、その部屋の工事費分は補助金対象となりますか。</p>	<p>運営上、必要であれば盛り込んでいただいても構いませんが、認可基準上の保育室等に算入できるかどうかは、別途ご相談ください。また、保育施設内にあり、保育所と一体的に整備する場合は、保育所等整備交付金の対象となります。</p>